

決算申告 個別相談

青色申告会では
嘱託税理士・会員税理士
南九州税理士会派遣税理士の
先生方にご支援を頂いております。

完全予約制 です！

お早めにご予約ください

 **381-3135**

月	火	水	木	金	土
22	23	24	25	26	27
29	30	31	[会場] 青色会館 3F 相談会場		



[予 約 時 間]



- | | |
|---|-------------------|
| (A) 9:00 ~ 9:45 | (E) 13:00 ~ 13:45 |
| (B) 9:45 ~ 10:30 | (F) 13:45 ~ 14:30 |
| (C) 10:30 ~ 11:15 | (G) 14:30 ~ 15:15 |
| (D) 11:15 ~ 12:00 | (H) 15:15 ~ 16:00 |
| (1/27, 2/3・10・17, 2/25) ① 16:00 ~ 16:45 | |

(1/27, 2/3・10・17, 2/25) の
土日相談日は(A)~(H)のみ

◎決算確定申告相談会期間中は、

お電話での記帳内容や

ブルーリターンの入力方法等に関する

ご相談は対応できません。

あらかじめご了承ください。

✓ 決算申告 に 必ず ご持参いただく書類関係

・決算書・申告書の下書き（売上、仕入、経費等を記帳したもの）

※消費税の申告がある方は消費税率ごとの区分記帳・集計が必要です

・令和3・4年分の決算書・確定申告書の控え（過去2年分）

・印鑑（振替納税等の手続をされる方は、通帳および銀行届出印）

・税務署からの「確定申告のお知らせ」（ハガキまたは封書）

・事業主の方、専従者の方と扶養親族の方の マイナンバー がわかるもの

・筆記用具、電卓

・申請・届出関係綴（青色のファイル）

お知らせハガキ見本

予定納税額や

消費税の中間納付等を確認します
ので、必ずご持参ください！



見本

※税務署からの

「確定申告のお知らせ」は、
納付書が同封され、封書で
送付されることもあります。
忘れずにご持参ください。

※消費税の申告には※

税率ごとの区分集計が必要です。

令和5年10月1日以降の取引に
ついては、取引先が「適格請求書
発行事業者」であるかどうかを確認
し、区分記帳・集計を行ってくだ
さい。青色申告会の「税区分別
集計表」をぜひご利用ください。
申告当日、区分内容の確認等は致
しかねますので、ご了承ください。

★青色申告会では、
土地建物の譲渡（売却）等が
ある場合、所得税の申告書作成は
できません。

✓ 該当するものがあれば 必ず ご持参ください

・消費税の申告自己管理票（インボイス制度個別相談会でお渡ししたもの）

・消費税の「インボイス登録申請」をされた方は
税務署からの「適格請求書発行事業者の登録通知書」

・減価償却の対象となる資産の購入・変更のある方は、明細書・領収書

・国民健康保険料（介護保険料）の
令和5年1月～12月までに支払った金額のわかるもの

・国民年金の控除証明書

・国民年金基金の控除証明書（該当の方）

・生命保険料の控除証明書（一般用・介護医療用・個人年金用）

・地震保険料の控除証明書

・小規模企業共済の掛金払込証明書（ハガキ等）

・給与収入があった方、年金受給者の方は令和5年分の「源泉徴収票」

・医療費控除がある方は、令和5年1月～12月に支払ったものの集計
〔明細書に記入・集計が必要です。領収書もご持参ください。〕